

## 京都大学カウンセリングセンター規程

(平成十六年達示第五十八号)

### (目的)

第一条 京都大学に、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の相談及び苦情等に応じるため、カウンセリングセンターを置く。

### (業務)

第二条 カウンセリングセンターは、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。

- 一 個人相談、心理検査等
  - 二 グループ・カウンセリングその他の集团的技法による指導
  - 三 発達上、心理上、修学上又は就労上困難な状況にある者及び危機的状況が予想される者の早期発見と予防
  - 四 修学、進路等に関する情報の提供及びオリエンテーション
  - 五 セクシユアル・ハラスメント等に関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等
  - 六 セクシユアル・ハラスメント等の防止等に関し、大学が行う研修に関する助言等
  - 七 学生相談等に関する理論と実践についての調査研究
- 2 前項各号に掲げるもののほか、カウンセリングセンターは、京都大学人権問題対策委員会に対し、セクシユアル・ハラスメントの防止等に係る対応等について、助言等を行うものとする。
- 3 カウンセリングセンターは、第一項第五号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、京都大学人権問題対策委員会、事務本部又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。
- (センター長)
- 第三条 カウンセリングセンターに、センター長を置き、第五条第二項第四号及び第五号(教授又は助教授に限る。)の委員のうちから総長が指名する教員をもって充てる。
- 2 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
  - 3 センター長は、センターにおける所務を掌理する。
- (専任教員等)
- 第四条 カウンセリングセンターに、専任の教員を置く。
- 2 カウンセリングセンターにセクシユアル・ハラスメントに関する全学相談窓口の相談員を置き、教員その他の職員をもって充てる。
  - 3 前項の相談員は、総長が委嘱する。
- (管理運営委員会)
- 第五条 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 総長の指名する理事

二 研究科（地球環境学堂を含む。）の教授 各一名

三 研究所及びセンターの教授 若干名

四 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は助教授 若干名

五 カウンセリングセンターの教員

六 保健管理センターの所長

七 その他総長が必要と認める者 若干名

3 前項第二号から第四号まで及び第七号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第二項第二号、第三号及び第七号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第六条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 センター長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（事務組織）

第七条 カウンセリングセンターの事務は、人事部職員課及び学生部学生課において処理する。

（内部組織）

第八条 この規程に定めるもののほか、カウンセリングセンターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第二項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する第五条第二項第二号、第三号及び第七号の委員の任期は、第五条第四項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

4 京都大学カウンセリングセンター要項（平成十一年六月一日総長裁定）は、廃止する。